別記様式第２号

プロポーザル説明書

１　業務の概要

(1) 業務名

東広島市就労支援事業及び就労準備支援事業業務

(2) 業務の内容

別紙「東広島市就労支援事業及び就労準備支援事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３か年）

(4) 提案上限額

９２，８２６，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 全体スケジュール

公示日	令和８年１０月２２日（木）
参加表明書提出期限	令和８年１１月４日（水）
質問書提出期限	令和８年１１月２５日（水）
提案書提出期限	令和８年１２月１１日（金）
ヒアリング、提案審査	令和８年１２月１８日（金）（予定）
審査結果通知	令和９年１月中旬（予定）

２　注意事項

(1) プロポーザル参加表明書（様式1。以下「参加表明書」という。）

ア　プロポーザル参加希望者は、公示で定めるプロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を添付しなければならない。

(ｱ) 市町村税の納税証明書（滞納のない証明書）（発行日が参加表明書の提出日から３か月以内のもの。）

(ｲ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号）別紙第９号その３、その３の２、その３の３による納税証明書であって、発行日が参加表明書の提出日から３か月以内のもの。）

(ｳ)職業紹介事業許可証の写し

(ｴ)法人の登記事項証明書（複写可）（発行日が参加表明書の提出日から３か月以内のもの。）

(ｵ)印鑑証明書

(2) 提案書

提案書は、１者につき１提案とし、正本１部、副本８部を提出すること。提案書の表紙を除き、企業名、代表者等の提出者が類推できる記載はしないこと。

(3) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 参加者の負担

プロポーザル参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(5) その他

ア　プロポーザル参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル参加表明書等を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

イ　本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員等に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

ウ　提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。

エ　参加表明書及び提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

(ｱ) 東広島市情報公開条例に基づき公開する場合

(ｲ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

オ　参加者が１者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、審査の結果、審査総評価点の６割以上の点数であることを条件として、審査委員の協議により契約の相手方候補者として選定するかどうかを判断する。

(6) 提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング実施場所等

ア　実施日（予定）

令和８年１２月１８日（金）

イ　実施場所

別途通知する。

ウ　時間

１提案につき原則４０分程度（準備５分、提案書説明２０分、質疑応答１０分、後片付け５分）

エ　出席者

出席人数は３名以内とし、本業務の担当予定職員を必ず含むこととする。

オ　留意事項

パソコンを使用する場合は、提案者が用意すること（スクリーン及びプロジェクタについては本市が用意する。）。

3　審査

ア　審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、次の委員による選定委員会において行う。

地域共生社会担当部長

地域共生推進課長

生活福祉課長

障がい福祉課長

地域包括ケア推進課長

こども家庭課長

東広島市社会福祉協議会

イ　評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

ウ　審査結果の公表

契約の締結後、速やかに参加者数、最高得点者の商号又は名称、評価値等について、本市ホームページにおいて公表する。

4　契約事項

(1) 契約事項に関する規則

本業務の履行に当たっては、関係法令、東広島市契約規則等の諸規程、東広島市業務委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 契約保証金

公示に定めるとおり。

5　添付書類

(1) 公示の写し

(2) 仕様書

(3) 契約書（案）

(4) 参加表明書及び企画提案書作成要領

(5) 様式類

（様式１）参加表明書

（様式２）業務実績書

（様式３）過去の事業成果実績書

（様式４－１～４）配置予定従事者調書

（様式５）企画提案書

（様式６）質問書

（様式７）辞退届書

6　問い合わせ先

〒739-8601　東広島市西条栄町８番２９号

東広島市健康福祉部地域共生推進課（東広島市役所本庁舎２階）

電話（082）493－5621、ファクシミリ（082）423－8065

メールアドレス　hgh200932@city.higashihiroshima.lg.jp

別紙

評価基準

参加表明者が提出した業務実績書、配置予定従事者調書及び事業費積算書の内容を踏まえ、審査基準に基づきそれぞれ評価を行う。

審査項目			審査基準	配点
審査委員評価	基本事項	ア 事業の 取組方針	事業目的を理解し、本市の現状を踏まえた取組方針となっているか。	5
	実施体制	イ－（ｱ） 拠点	支援を行うのに適切な拠点を有しているか、又は確保できる見込みがあるか。	5
		ｲ－（ｲ） 個人情報保護・危機管理体制	個人情報の管理体制や事故が生じた場合の危機管理体制は十分整っているか。また、本店支店等との連携・応援体制が整備されているか。	5
	実施方法	ウ－（ｱ） 就労支援	支援対象者の特性（これまでの経歴・社会経験や発達障害等の生きづらさ）や家庭状況等を踏まえ、対象者に応じた丁寧なアセスメントを実施するとともに、適切な支援メニューを提供できるか。 就労支援であれば、就職活動、就職後の職場定着支援に至るまで、支援対象者の状態に応じた適切な支援が可能か。	15
		ウ－（ｲ） 求人等開拓	支援対象者の態様や特性に合った求人や就労体験先の開拓についての具体的な取組方法が確認できるか。また、取組方法は適切か。 求人開拓において、就職後の定着率の向上を意識した取組みが期待できるか。 設定した数値目標は事業効果が十分見込めるもので、かつその実現性に説得力があるか。	15
		ウ－（ｳ） 就労準備支援事業	アセスメントに伴い、就労準備支援事業の各支援（日常生活自立支援・社会生活自立支援・就労自立支援）について、支援対象者の特性・現状を把握し、地域資源を活用した身近な居場所づくり、集団生活の体験や就労体験など支援対象者に適した支援に関する取組方法及び他のサービスへの連携方法等が提案内容に記載されているか。また、記載内容は適切か。	15
		ウ－（ｴ） 連携手法	東広島市の自立相談支援機関、生活保護担当ケースワーカー及びハローワーク等関係機関との連携手法は、明確かつ適切か。	5
		ウ－（ｵ） 安全確保	就労支援及び就労準備支援を実施する際、利用者の安全・安心の確保に配慮しているか。	5
	エ 提案内容全般		生活保護制度、生活困窮者自立支援制度を熟知し、事業の趣旨を理解した上で、計画性・具体性・妥当性・実現可能性の伴った提案内容となっているか。	5
	オ 地元経済への貢献		業務を受託するにあたり、職員の雇用等、地域経済の活性化を意識した提案内容となっているか。	10
事務的評価	カ 参加表明者（団体）の業務実績		事業実施に必要な知識や、過去に就労支援又は就労準備支援に関する同種・類似業務の良好な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を活かした効果の高い事業実施が期待できるか。	5
	キ 職員配置		事業の実施に必要な資格・知識・経験を有する職員が、十分かつ確実に配置される見込みがあるか。	5
	ク 事業費		事業費積算書の内容は、企画提案書の内容に照らして適正か。	5
合　計				100

※　業務実績は、令和６年度から令和８年度（実施中のものも含む。）において、国又は地方公共団体から請け負った同種・類似業務の実績について代表的なものを５つ（５つ未満の場合は全ての実績）記載すること。

仕様書７の(2)に掲げる「就労支援事業」、「就労準備支援事業」両方を含む実績がない場合は、これらの事業の一部分について実施した業務を記載すること。

なお、同一自治体において、複数年にわたる同一業務の実績がある場合は、当該複数の業務委託金額を合算した金額をもって評価する。この場合、当該複数の実績件数は１件とみなす。

※　選定審査の配点は、上表に基づき、８５点を審査委員による総合的評価点、１５点を事務的評価点とする。

各委員の評価点の平均点に事務的評価点を加算し、原則として評価点の高い順に順位を決定する。

※　評価点（７００点満点）が４２０点に満たない場合には特定者としない。